

宇土市国土強靱化地域計画

令和2年8月

宇土市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 宇土市の地域特性	5
1 地理的特性及び自然環境	
2 社会環境	
3 本市における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	13
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	17
第5章 計画の推進	51
【別紙】	
脆弱性評価結果	52
【別冊】	
強靱化推進方針に基づく取組一覧・重要業績指標（KPI）	

はじめに

1 計画策定の趣旨

日本各地において、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。国は、特に甚大な被害をもたらした東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

本市では、平成 28 年熊本地震において、震度 5 強、6 強というこれまでに経験したことがない激しい揺れに襲われた。また、同年 6 月 20 日夜半から未明にかけて記録的な豪雨により、熊本地震で地盤が緩んでいたことも影響して、河川の決壊・氾濫、宅地への土砂の流入等が発生し、甚大な被害を受けた。

熊本地震の際には、「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を掲げ、復旧・復興に取り組んできた。この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

宇土市は、この熊本地震からの早期復旧・復興を目指すため、平成 29 年 3 月に「宇土市震災復興計画（第 1 期）」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、市地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「宇土市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

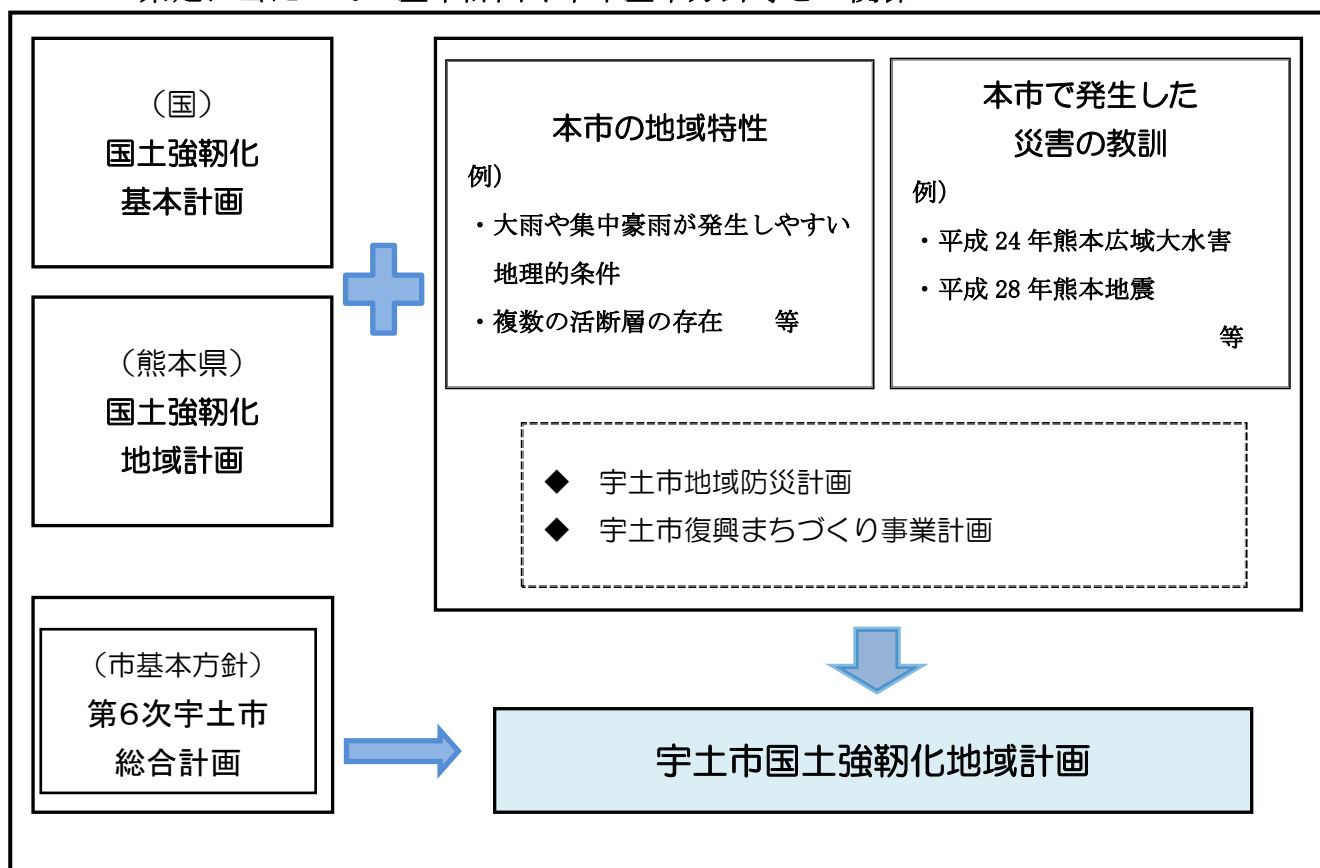
国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本市における国土の強靱化の指針として「宇土市国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本市の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された「宇土市地域防災計画」や本市の基本方針である「宇土市総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、市境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

<策定に当たっての基本計画や本市基本方針等との関係>



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、宇土市震災復興計画（第1期）の3つの基本理念「①元気な宇土市を取り戻すための、被災者に寄り添った迅速で効果的な復旧」「②みんな（市民、地域、企業、行政）の協働による、災害に強いまちづくり」「③『これからも選ばれる』まちを目指した、未来につながる創造的な復興」を継承した第6次宇土市総合計画の「復興から発展へ未来へ“輝くふるさと”宇土」という本市の将来像を念頭に置き、宇土市が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 市民の生命を守ること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）強靱化に向けた取組姿勢

- ① 宇土市の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。

- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 宇土市の地域特性

1 地理的特性及び自然環境

(1) 地勢

宇土市は、熊本県のほぼ中央部、広大な熊本平野の南部に位置しており、宇土半島の山々を南に連ね、西には有明海、北には緑川河口の肥沃な土地が広がる温暖で自然豊かな都市である。

また、環境省の名水百選に選ばれた「轟水源」や、同じく渚百選に選ばれた「御輿来海岸」は、本市のシンボルになっており、優れた自然と宇土城跡や網田焼窯跡に代表される歴史的な文化遺産が数多く点在している。

現在の市街地は、古くは宇土支藩3万石の城下町として発展し、その街並みも今に受け継がれ、情緒漂う都市景観を形成している。

このような自然や文化に対する市民意識は高く、後世に残したい地域の遺産として保全、活用を行うなど様々な市民主体の取り組みが行われている。また、本市は陸海の交通の要衝地にあるため、古くから政治・文化の中心として栄えてきた。

現在も、県内の主要道路や鉄道が集中しており、通勤や通学、買い物、余暇活動などの日常生活において交通の利便性が高い住みやすい都市である。

■市役所の位置

名称	所在地	東経	北緯
宇土市役所	熊本県宇土市浦田町51番地	130° 39' 31"	32° 41' 14"

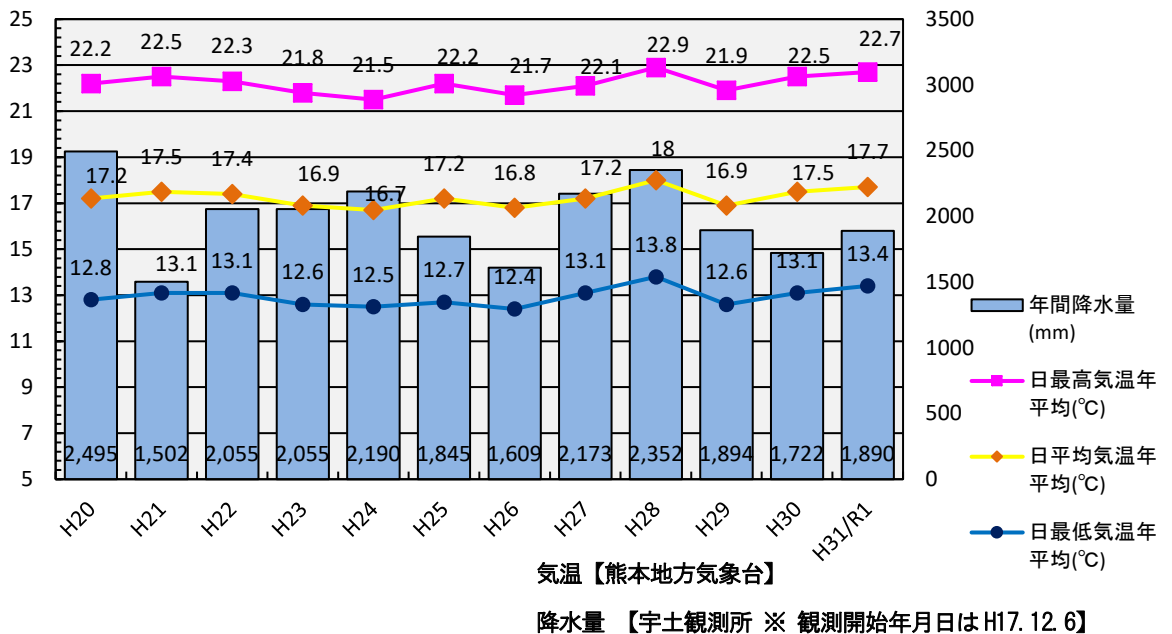
■広さ・面積

東西	南北	面積
20.4 km	7.9 km	74.30 km ²

(2) 気象

宇土市の気候は内陸型に分類され、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい気候となっている。年間の降水量は過去10年間の平均が1,978.5mmである。

■宇土市の気温と降水量



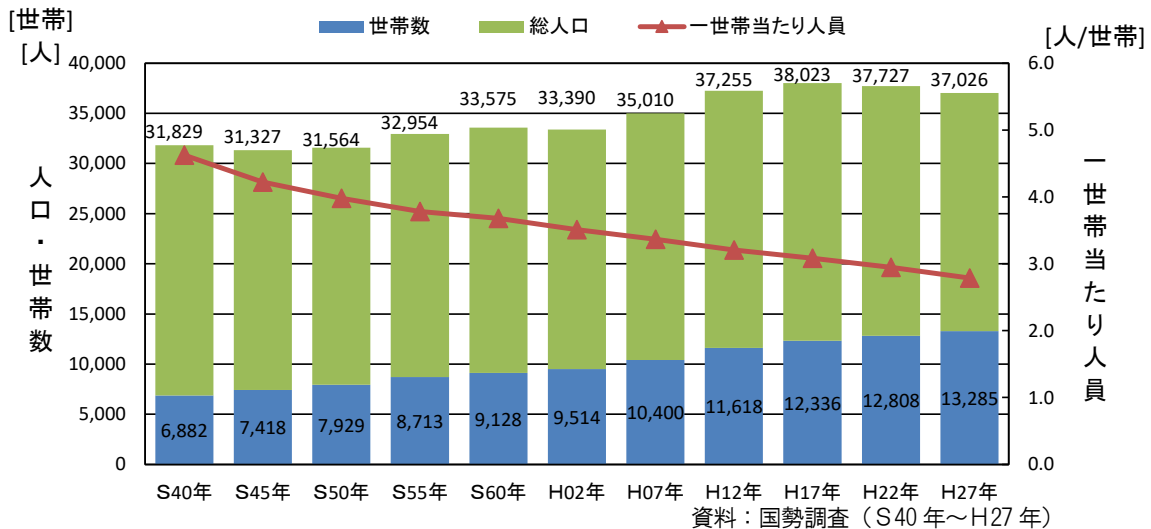
2 社会環境

(1) 人口

本市の人口は、平成17年（2005年）までは微増し38,023人でピークとなったが、これ以降は緩やかな減少に転じ、平成27年（2015年）には37,026人となっている。

一方、世帯数は増加傾向にあるが、一世帯当たりの人員は減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。

■宇土市の人口・世帯数の推移

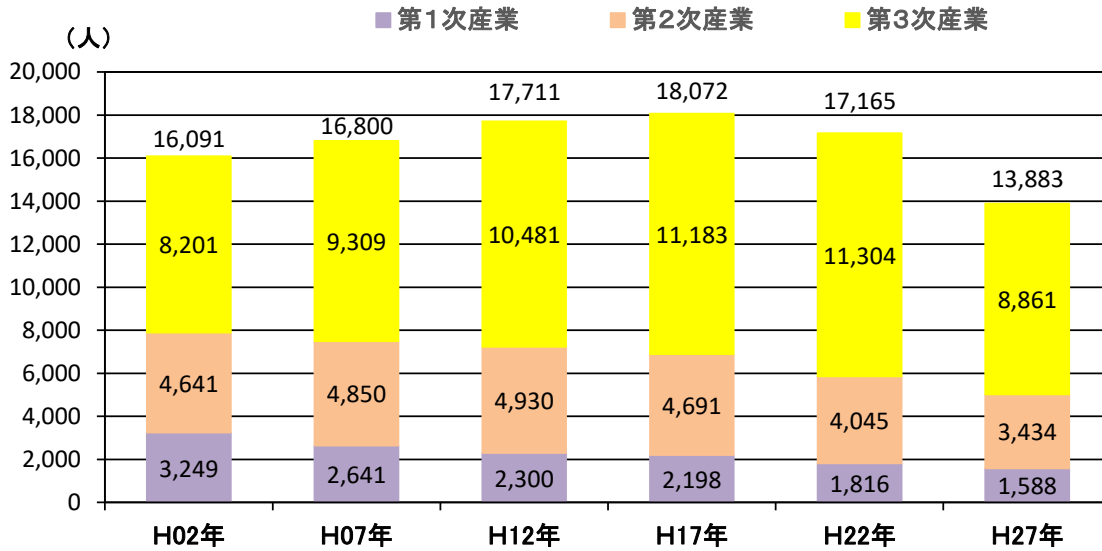


(2) 産業別就業者数

本市の就業者数の推移をみると、人口と同様に平成 17 年をピークに減少へと転じ、平成 27 年(2015 年)には 13,883 人まで減少している。

産業別では第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業とも減少傾向となっている。

■産業別就業者の推移

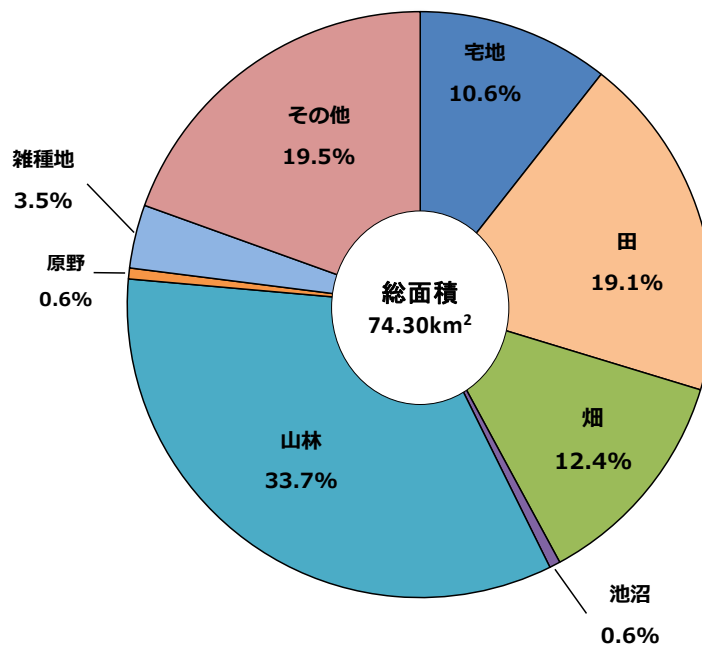


資料：国勢調査（H2 年～H27 年）

(3) 土地利用

本市の地目別土地面積は次のとおりである。山林・原野・田畑等の自然地が大半を占めている。

■地目別土地面積



資料：平成 28 年度版（平成 27 年度のまとめ）年次報告書—環境白書—

3 宇土市における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

熊本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。

平成 28 年（2016 年）6 月に発生した大雨災害では、宇土市上空で次々と積乱雲が発生し、線状降水帯が形成されたことにより、1 時間で最大雨量 136mm を記録する大雨となった。また、この大雨が原因の土砂災害により、2 名の人命が失われた。

近年では雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんであるが、遠浅で V 字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

平成 3 年（1991 年）9 月に九州西海上を北上し九州に上陸した台風第 19 号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。また、平成 11 年（1999 年）9 月に天草諸島を通過して熊本県に上陸した台風第 18 号は、八代海周辺に甚大な高潮災害をもたらした。特に、宇城市不知火町（旧宇土郡不知火町）では大規模な高潮が発生し、12 名の人命が失われた。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和 20 年の阿久根台風や昭和 26 年のルース台風のように 10 月に上陸することもある。

[参考 1] 宇土市における過去の風水害履歴（宇土市地域防災計画より抜粋）

西暦	年号	災害発生日	災害名称 種別	主な被害状況
		月日		
1991	H3	9月23日 (災害対策本部設置)	台風19号	死者1名 負傷者27名 住家全壊1世帯, 半壊24世帯
1997	H9	7月6~13日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	住家半壊1世帯 床上浸水31戸, 床下浸水297戸
1999	H11	9月24日 (災害対策本部設置)	台風18号	負傷者6名, 住家全壊35世帯 半壊188世帯 床上浸水6戸, 床下浸水23戸
2004	H16	8月30日 (災害対策本部設置)	台風16号	高潮警戒のため, 走潟, 緑川, 網津地区の一部に 避難勧告発令
2004	H16	9月7日 (災害対策本部設置)	台風18号	負傷者8人, 住家半壊4世帯, 床下浸水2戸 道路被害7ヶ所
2004	H16	9月20日 (災害対策本部設置)	台風23号	負傷者17人, 住家半壊12世帯 床下浸水2戸
2005	H17	9月6日 (災害対策本部設置)	台風14号	高潮等警戒のため, 走潟地区と緑川地区の一部に 避難勧告発令
2006	H18	6月26~27日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	住家全壊1世帯, 住家半壊1世帯 床上浸水8戸, 床下浸水72戸
2006	H18	9月17日 (災害対策本部設置)	台風13号	非住家全壊1戸
2012	H24	6月24日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	土砂災害警戒のため笠岩地区に避難勧告発令 床上浸水 2戸, 床下浸水 106戸
2012	H24	9月16日 (災害対策本部設置)	台風16号	高潮等警戒のため直築地区, 笹原町切所, 走 潟町西走下の一部に避難勧告発令 床上浸水 2戸, 床下浸水 10戸
2015	H27	6月11日 (災害対策本部設置)	梅雨前線	土砂災害及び河川溢水の恐れがあるため, 市全 域に避難勧告発令 床上浸水 2戸, 床下浸水 8戸
2016	H28	6月20日 (災害対策本部設置) (平成28年熊本地震関連)	梅雨前線	記録の短時間大雨情報発表。 最大時間雨量136ミリ（(県管理)宇土観測所）を 観測。 死者2名, 全壊3戸, 大規模半壊・半壊68戸 床上浸水101戸, 床下浸水102戸

(2) 地震災害

① 市内の活断層

本市に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯, 日奈久断層帯が存在し, マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると, 日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）において, 今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（平成29年1月1日現在）

平成28年4月の熊本地震は, 調査委員会によると, マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野-白旗区間の活動, マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお, 熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率

は、日奈久断層帯の高野―白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ 0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野―白旗区間）沿いで長さ約 6 km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約 28km にわたる地表地震断層が見つかり、益城町堂園付近では、最大約 2.2m の右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか 28 時間以内に震度 7 の地震が 2 度発生したこと、また前震（平成 28 年 4 月 14 日）・本震（平成 28 年 4 月 16 日）以外にも最大震度 5 弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で 21 回発生したことがある（平成 29 年 9 月 30 日時点）。特に、発災後 15 日間（2 週間）において震度 1 以上を 2,959 回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の 230 回、新潟県中越地震の 680 回と比べて多い。

[参考2] 主要活断層の長期評価

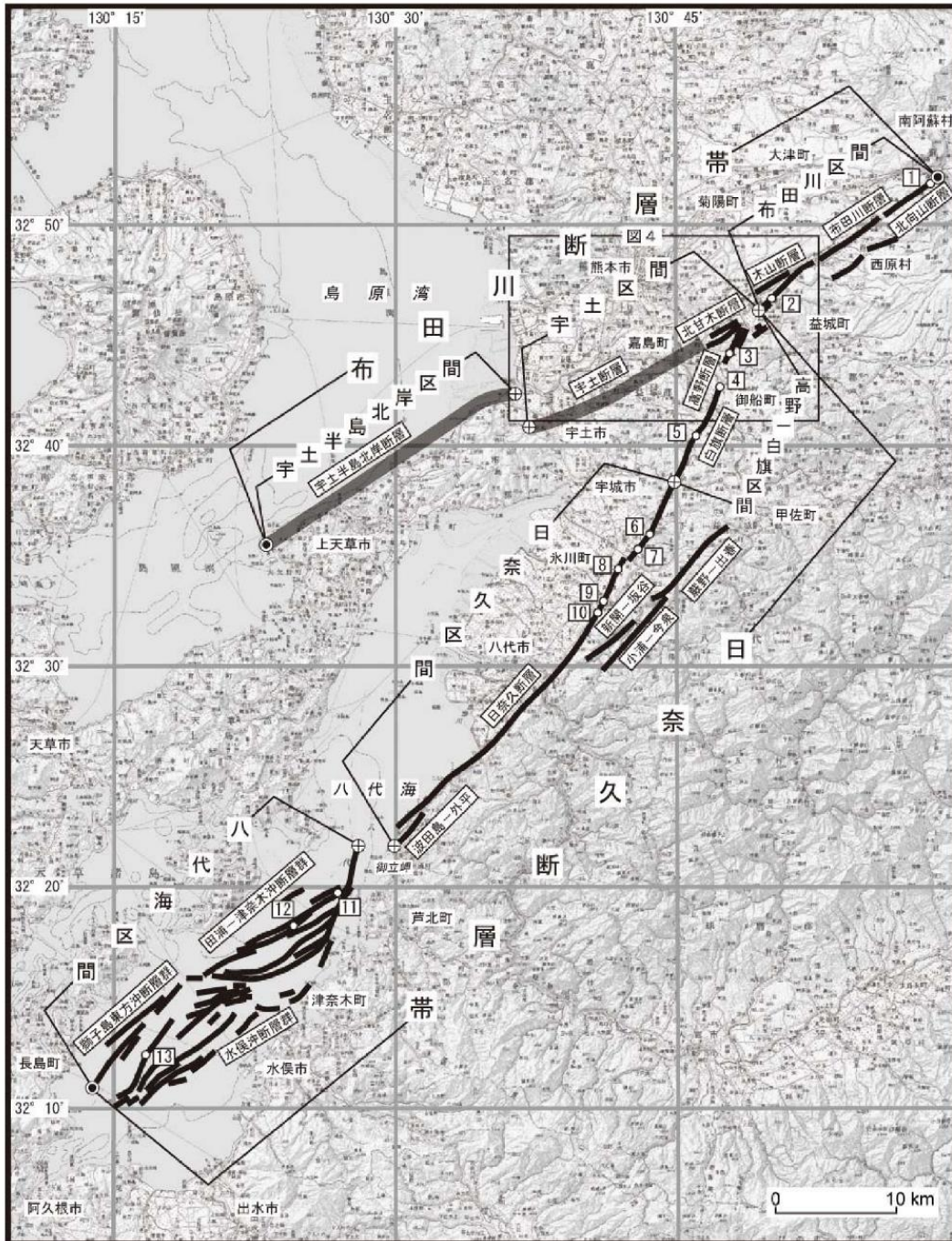
断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模	主な活断層 における 相対的評価	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
	(マグニチュード)		ランク	30年以内	50年以内		
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	X※1	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	X※1	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Z	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	8,100年～ 26,000年 程度	平成28年 (2016年) 熊本地震
白奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ0% ～16%	ほぼ0% ～30%	ほぼ0% ～50%	1,100年～ 6,400年 程度	約1,700年 前以後～ 約900年前 以前
白奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*ランク	ほぼ0% ～6%	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～20%	3,600年～ 11,000年 程度	約8,400年 前以後～ 約2,000年 前以前
白奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8程度	X※1	不明	不明	不明	不明	約1,600年 以後～ 約1,200年 前以前

凡例	色	解説
Sランク (高い)	赤	30年以内の地震発生確率が 3%以上
Aランク (やや高い)	黄	30年以内の地震発生確率が 0.1～3%
Zランク (-)	黒	30年以内の地震発生確率が 0.1%未満
Xランク (-)	灰	地震発生確率が不明(すぐ に地震が起こることが否定 できない)

(注) 地震後経過率が0.7以上である活断層に
ついては、ランクに*を付記する。

※1 Xランクは、断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震
発生確率を求めることができないもの。

[参考3] 宇土市周辺の主要活断層



出典：布田川断層帯・日奈久断層帯の評価地震調査研究推進本部地震調査委員会

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本市の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、42の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
(1)	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-3	台風・大雨・高潮・津波（大規模風水害等）による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
(2)	大規模自然災害発生直後から救助・救命, 医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足, 支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
		2-5	救助・救急, 医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-8	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
(3)	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能を保持する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-2	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下
(4)	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
(5)	大規模自然災害発生後であっても, 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動, サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
		5-4	基幹系交通ネットワークの機能停止
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-6	食糧等の安定供給の停滞

(6)	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
(7)	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
(8)	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	道路や橋梁、鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各部署において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、市内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の熊本広域大水害や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本市は、第2章に示したとおり、地理的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は高潮による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本市における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる42の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)【建設部】

○住宅の耐震診断を勧め、診断に対する費用の補助を行う。診断結果で耐震性が不足しているとの結果になった場合には、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、住宅所有者へ耐震改修設計・耐震改修工事を勧める。

(宅地の耐震化)【建設部】

○大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模及び小規模盛土造成地において滑動崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するため、県及び関係機関と連携し、被災宅地危険度判定等の実施体制を勧める。

(危険なブロック塀等の撤去等)【建設部】

○道路沿いに存在するブロック塀等については、倒壊により多数の死傷者が出る可能性が大きい。市ホームページ・広報等を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した補助制度を周知し市民に危険ブロック塀等の撤去等を促す。

(公営住宅の整備)【建設部】

○大規模災害に備えて、経年劣化等に合わせて、公営住宅等整備事業等を活用し、随時、公営住宅を改修・解体・建替等を行う。

(住宅密集地における火災の拡大防止)【総務部・建設部】

○大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業、狹隘(きょうあい)道路整備等促進事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確

保に資する狭隘（きょうあい）道路・行き止まり道路等の解消・公園等の整備を行い，安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら，災害に強く安全なまちづくりを進める。

○ 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い，安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。

○大規模地震時，家庭・事業所等における火災を防止するため，電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや，着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等，及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について，普及啓発を図る。

（ガス設備の耐災性の強化）【総務部・建設部】

○ 耐震性の低いガス管の破損による火災や爆発を防ぐため，耐震性・耐食性に優れたガス管（ポリエチレン管）への取替えなどの情報を提供する。

○ ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため，都市ガス事業者においては発災時に迅速なガスの緊急停止判断を行うための体制整備を，LPガス事業者においてはLPガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動への協力を要請する。

（家庭・事業所における地震対策）【総務部】

○ 各家庭や事業所における地震対策を進めるため，住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等，身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について，防災講座等を通じて意識啓発を図る。また，地震発生時に市民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう，シェイクアウト訓練や総合防災訓練等を活用した各地区防災訓練への参加を促す。

（災害対応業務の標準化・共有化）【全部署】

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう，熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ，非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し，災害対応業務の標準化を行う。また，関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務部】

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため，様々な災害を想定した防災訓練の実施により，災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部・企画部】

○ 市民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため，防災情報を国から市が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や，避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに，定期的に情報伝達体制による訓練を行う。

○ 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう，報道機関等との連携体制

を構築する。

○ 防災情報（水位，雨量，カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや，県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに，多様な情報提供手段を確保するため，SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）【健康福祉部】

○大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため，災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い，それらを活用した防災教育を行う。また，災害の記憶や教訓が，市内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう，広く発信する。

（１－２）大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物，学校施設の耐震化及び火災防止）

【総務部・建設部・教育委員会・健康福祉部・各施設所管部】

○ 大規模地震等の発生時，庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため，吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに，エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を行う。

○ 幼稚園・学校等において，子どもたち及び教職員等の安全を確保するとともに，施設を避難所として使用できるよう，施設，校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等，非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を行う。

○公共施設・学校施設の安全性・機能性の確保に向けて適切な維持管理や老朽化対策，防災機能強化等を図っていく。また，老朽化する施設の増加に伴い，施設の維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化などを図るとともに長寿命化に向けた施設の整備を行っていく。

（医療施設，社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【健康福祉部】

○ 大規模地震等の発生時，医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに，人的被害の拡大を防ぐため，施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）

【総務部・経済部・建設部】

○ 大規模地震等の発生時，店舗，旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため，耐震化の啓発活動や相談対応等を行う。また，耐震診断が義務付けられた民間建築物については，県と連携して非構造部材も含めた耐震化を支援する。

○ 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため，宇城広域連合消防本部を通じ，消防用設備の整備及び適切な維持管理や，実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部・企画部】(再掲)(1-1)

- 市民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(過去の教訓や経験の伝承)【健康福祉部】(再掲)(1-1)

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、市内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

(1-3) 台風、大雨、高潮、津波(大規模風水害等)による多数の死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【建設部・総務部】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を図る。

(円滑な避難のための道路整備)【建設部】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、補助事業(社会資本整備統合交付金)等を活用し、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。
- 橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(避難勧告等の適切な発令)【総務部】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国、県のガイドラインに基づく見直しを進める。
- 避難勧告等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務部】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの市民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部・企画部】(再掲)(1-1)

- 市民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全部署】(再掲)(1-1)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)(1-1)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(阿蘇山噴火時の情報提供体制の整備)【総務部】

- 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

(山地・土砂災害対策の推進)【経済部・建設部・総務部】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。
- 土砂災害やがけ地の崩壊等による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域

等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域等内に居住する住民の安全な地域への移転を促進する。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全部署】(再掲)(1-1)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部・企画部】(再掲)(1-1)

○ 市民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

(避難勧告等の適切な発令)【総務部】(再掲)(1-3)

○ 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国、県のガイドラインに基づく見直しを進める。

○ 避難勧告等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(通信手段の機能強化)【総務部】

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。

○ 災害活動時に使用する衛星携帯電話の整備を進める。

○ 国及び電気通信事業者の協力のもと、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。

○ 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄及び、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(要支援者対策の推進)【健康福祉部】

○ 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを図る。

(観光客の安全確保等)【経済部】

○ 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を要請する。

(外国人に対する情報提供の配慮)【企画部】

○ 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、学校や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)【総務部】

○ 大規模災害時に、適切な災害対応が行われるよう、市と地域の間で情報を共有するために、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化を図るとともに、地域防災リーダー(防災士等)の育成などの充実を図る。

(学校等の災害対応の機能向上)【教育委員会・健康福祉部】

○ 大規模災害時、子どもたちの身の安全を確保するため、学校及び教育・保育施設で全職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
○ 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も子どもたちが自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、子どもたちの安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務部】(再掲)(1-3)

○ 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害時における給食センターの平常稼働)【教育委員会】

施設の老朽化が進んでおり、これから先も引き続き安全安心な学校給食を安定的に提供するために、施設の維持管理、整備・更新を進めて行く。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務部】

○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、市民及び事業者に対し、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するなど、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(備蓄の推進)【総務部】

○ 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、市の備蓄方針を検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(県、他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時に市の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、供給体制の多重化、強化を図る。

(プッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時に国等が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(水道施設の耐震化等)【建設部】

○ 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、施設の中長期的な更新計画を推進するとともに、水道施設の耐震化を図る。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】

○南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインと

しての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性（リダンダンシー）を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

（２－２）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所等の見直し）【総務部・健康福祉部】

○多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

（指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化）【総務部・健康福祉部・教育委員会・建設部】

○大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、空調施設、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

（指定避難所等の周知徹底）【総務部・健康福祉部】

○避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の位置、特に福祉避難所の設置目的等について周知徹底を図る。

（避難所運営体制の構築）【総務部・健康福祉部・教育委員会】

○要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の地域住民とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの見直し及び周知を図る。

○公共施設以外の施設において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

○大規模災害時、多数の避難者が想定される避難所及び福祉避難所として、安心して避難生活できる環境を確保するため、施設の維持管理に努めるとともに、福祉避難所として機能が発揮できるよう、非常用電源（自家発電設備や再生可能エネルギー・蓄電池など）確保の整備を進める。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康福祉部】

○避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒対策を検討する。

○避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア、関係機関と連携のうえ、避難所等におけ

る高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取り組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の設置目的等について広報を行い、理解の促進を図る。

(熊本DCAT(ディーキャット)の受援体制の整備)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)」や各種団体等のボランティアをスムーズに受援できるように、体制を整備する。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)【総務部・健康福祉部】

○ 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取り組み)【総務部】

○ 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、市や関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、市民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災訓練等に取り組む。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)【経済部・建設部】

○ 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、市内各地域や集落間を結ぶ道路(農道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を進める。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)【総務部・市民環境部・経済部・健康福祉部】

○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を

合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

○大規模災害時、多数の避難者が想定される避難所及び福祉避難所として、安心して避難生活できる環境を確保するため、施設の維持管理に努めるとともに、福祉避難所として機能が発揮できるよう、非常用電源（自家発電設備や再生可能エネルギー・蓄電池など）確保の整備を進める。

（自主防災組織の活動の強化）【総務部】

○ 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等、連携を強化する。

（地域コミュニティの維持）【総務部・企画部】

○ 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取り組みについて支援する。

（土砂災害対策の推進）【経済部・建設部・総務部】

○ 大規模な土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

（農業用施設の更新整備及び保全管理）【経済部】

○ 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

（2-4）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防施設の耐災性の強化）【総務部】

○ 大規模災害時に市が保有する消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。

（消防の災害対処能力の強化）【総務部】

○ 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)【総務部】

- 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数選定するとともに、情報共有による円滑な活動体制が取れるように地権者との連携を図る。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全部署】(再掲)(1-1)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員の確保、資機材の整備促進)【総務部】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、転入者の新規入団の促進を図る他、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(退団OBの活用や学生消防団員含む)の活用等も含め、他市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- また、消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(自主防災組織の活動の強化)【総務部】(再掲)(2-3)

- 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(熊本DMAT(ディーマット)の受援体制の整備)【健康福祉部】

- 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム(熊本DMAT)をスムーズに受援できるように体制を整備する。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

- 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。
- 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。
- 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(緊急交通路の確保)【建設部】

○ 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに国道等の主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

(2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(燃料供給体制の構築)【総務部】

○ 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、関係機関と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

(活動に必要な燃料の供給)【総務部】

○ 市外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を図る。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)【総務部】

○ 災害時の帰宅困難者等への飲料水やトイレなど、支援体制を整備するため、民間企業、各種団体、組合等との協定の締結を進める。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【総務部】

○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を進める。

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療救護活動の体制整備)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、関係機関と連携し、救護活

動に係る医療従事者の派遣等について連携を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

(熊本DMAT(ティーマット)の受援体制の整備)【健康福祉部】(再掲)(2-4)

○ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム(熊本DMAT)をスムーズに受援できるように体制を整備する。

(熊本DPAT(ティパット)の受援体制の整備)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、県内の精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)をスムーズに受援できるように体制を整備する。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(2-8) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)【健康福祉部・市民環境部】

○ 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県や他市町村と連携して防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【健康福祉部】(再掲)(2-2)

○ 避難所等において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒対策を検討する。

○ 避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関や災害ボランティアとの連携を図る。また、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(エコノミックラス症候群の予防)【健康福祉部】(再掲)(2-2)

○ 大規模災害時、エコノミックラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防

対策である加圧靴下の使用や、必要な運動等についての教育啓発など、発生直後からの有効な情報提供体制づくりを進める。

（生活水の確保）【総務部・市民環境部・教育委員会・健康福祉部】

- 大規模災害時にトイレ等の生活水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを図る。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活水の確保について啓発を行う。
- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

（下水道BCPの充実）【建設部】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能を確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)【総務部・各施設所管部】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、防災拠点施設である庁舎や学校等の公共施設等の指定避難所の防災上重要な建築物については、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、災害対策本部となる庁舎の被災により使用不能となった際、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(業務継続可能な体制の整備)【総務部・企画部】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の見直しを図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野毎のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【総務部】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

(市外からの応援部隊の受入体制の整備)【総務部】

- 大規模災害時、市外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)(1-1)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図る。

(職員の安全確保に関する意識啓発)【総務部】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

(3-2) 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)【総務部・各施設所管部】(再掲)(3-1)

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、防災拠点施設である庁舎や学校等の公共施設等の指定避難所の防災上重要な建築物については、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、災害対策本部となる庁舎の被災により使用不能となった際、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化)【総務部】

- 県境を越える広域的な大規模災害時、県外も含めた関係機関と迅速かつ適切な連絡調整を行う。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(通信手段の機能強化)【総務部】(再掲)(1-5)

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話の整備を進める。
- 国及び電気通信事業者の協力のもと、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄及び、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

- 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。
- 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。
- 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部・企画部】(再掲)(1-1)

- 市民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(通信手段の機能強化)【総務部】(再掲)(1-5)

- 大規模災害時, 防災関係機関との通信を確保するため, 防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに, 72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により, 通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話の整備を進める。
- 国及び電気通信事業者の協力のもと, 電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう, 緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において, 非常用電源の燃料が枯渇したことから, 関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄及び, 燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者への直接支援とBCP策定促進)【経済部】

○ 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう支援を行う。また、市内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携)【経済部】

○ 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を図る。
また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。
○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。
○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給体制の構築)【総務部】

○ 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の途絶を防ぐため、関係機関と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。
○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)【経済部】

○地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築)【経済部】

○大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取り組みを支援するとともに、農道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化)【経済部】

○大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(共済加入の促進)【経済部】

○大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。

(5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(5-5) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者への直接支援とBCP策定促進)【経済部】(再掲)(5-1)

○大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう支援を行う。また、市内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとと

もに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(5-6) 食料等の安定供給の停滞

(災害時における給食センターの平常稼働)【教育委員会】(再掲)(2-1)

施設の老朽化が進んでおり、これから先も引き続き安全安心な学校給食を安定的に提供するために、施設の維持管理、整備・更新を進めて行く。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)

【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時に市の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、供給体制の多重化、強化を図る。

(プッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時に国等が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

(6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)【総務部】

○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

【総務部・市民環境部・経済部・健康福祉部】(再掲)(2-3)

○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

○ 大規模災害時、多数の避難者が想定される避難所及び福祉避難所として、安心して避難生活できる環境を確保するため、施設の維持管理に努めるとともに、福祉避難所として機能が発揮できるよう、非常用電源(自家発電設備や再生可能エネルギー・蓄電池など)確保の整備を進める。

(燃料供給体制の構築)【総務部】

○ 大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県及び関係機関、事業者と連携のうえ燃料供給体制の構築を図る。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント等を活用した施設の中長期的な更新計画を推進するとともに、水道施設の耐震化を図る。

(応急給水体制の整備)【建設部・総務部】

○ 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保)【総務部・市民環境部・教育委員会・健康福祉部】(再掲)(2-8)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(上水道危機管理実施計画書の策定)【建設部】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画(BCP)に基づいた取り組みを行う。

(水道施設の強靱化)【建設部・経済部】

- 水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、耐震化や老朽化設備の計画的な更新等を図る。

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(汚水処理施設の計画的な点検・調査と改築更新)【建設部・経済部】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期間にわたる機能停止を防止するため、宇土市下水道事業経営戦略、並びに宇土市漁業集落排水整備事業経営戦略に基づき、計画的な点検・調査を行いながら、計画的に改築・更新を進め、施設の長寿命化と強靱化を図る。

(下水道施設の耐震化)【建設部】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期間にわたる機能停止を防止するため、宇土市下水道事業経営戦略に基づき、下水道処理場・ポンプ場及び重要な幹線管渠の耐震化を進め、施設の強靱化を図る。

(災害用仮設トイレの整備)【市民環境部】

- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えて仮設トイレ整備を図る。

(浄化槽の整備等)【市民環境部】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制(地理情報システム活用に向けた浄化槽台帳システムの改訂を含む)を構築する。

(下水道BCPの充実)【建設部】(再掲)(2-8)

○ 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【総務部・企画部】(再掲)(2-6)

○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進)【総務部・経済部】

○ 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう要請する。

○ 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を要請する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【総務部・建設部・経済部】

○ 県内各地域や集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を進める。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(6-5) 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備)【建設部・総務部】(再掲)(6-2)

○ 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保)【総務部・市民環境部・教育委員会・健康福祉部】(再掲)(2-8)

○ 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを図る。

○ 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

○ 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)【総務部・建設部】(再掲)(1-1)

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業等や住宅市街地総合整備事業、狹隘(きょうあい)道路整備等促進事業を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する狹隘(きょうあい)道路・行き止まり道路等の解消・公園等の整備を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを進める。
- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の更新等を所有者に要請し、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、普及啓発・促進を図る。

(消防団の災害対処能力の強化)【総務部】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

【総務部】(再掲)(2-4)

- 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿當地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(消防団における人員の確保、資機材の整備促進)【総務部】(再掲)(2-4)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、転入者の新規入団の促進を図る他、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(退団OBの活用や学生消防団員含む)の活用等も含め、他市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- また、消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を進める。

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化，通行空間の確保)【建設部】

○ 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生，避難や救助活動等の停滞を防止するため，特に緊急輸送道路沿いの建築物について，耐震診断，耐震改修等を進める。

(被災建築物等の迅速な把握)【建設部】

○ 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため，県及び建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう，人材の確保と育成を行う。

(7-3) ため池，防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新)【経済部】

○ 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため，農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い，計画的に改修を進める。

○ ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備，ハザードマップの作成等，ため池の適正な維持管理を図る。

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)【市民環境部・経済部】

○ 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため，あらかじめ工場・事業場の情報を整理し，各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに，事故発生を想定したマニュアルを進めるなど，県及び事業者と連携した取り組みを図る。

(アスベスト対策)【市民環境部・建設部】

○ 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による，周辺へのアスベストの飛散を防止するため，飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また，工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

(NBC災害に対応する資機材の整備)【市民環境部・総務部】

○ 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため，消防及び警察において核，生物，化学物質による特殊災害（NBC災害）に対応する資機材の整備を要請する。

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理)【経済部】

○ 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進)【経済部】

○ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県及び関係団体と連携し、地域住民が主体となった「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

(適切な森林整備の推進)【経済部】

○ 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再生林や間伐等の適切な森林整備を進める。

(山地・土砂災害対策の推進)【経済部・建設部】

○ 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するための計画的な整備を推進する。

(中山間地域の振興)【経済部】

○ 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取り組みを支援する。

(7-6) 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(阿蘇山噴火時の情報提供体制の整備)【総務部】(再掲)(1-4)

○ 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

(災害対応業務の標準化・共有化)【全部署】(再掲)(1-1)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、

災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(共済加入の促進)【経済部】(再掲)(5-3)

○ 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

(農業施設の耐候性等の強化)【経済部】(再掲)(5-3)

○ 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(降灰対策の推進)【健康福祉部・市民環境部・建設部】

○ 降灰による住民生活への被害等を防ぐため、健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関との連携体制を強化する。

(7-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備)【総務部・経済部】

○ 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。

○ 市内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(市災害廃棄物処理計画の策定)【市民環境部】

○ 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、県から提供される災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などに基づき、災害廃棄物処理計画の策定を行う。

(仮置場の選定)【市民環境部】

○ 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地の選定を事前に行う。

(関係団体等との連携)【市民環境部】

○ 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他市町村及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の構築を図る。

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化)【建設部】

○ 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

(学校における人材の育成)【教育委員会】

○ 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、市とボランティア関係団体が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を図る。

(罹災証明書の速やかな発行)【市民環境部】

○ 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県が実施する住家被害認定調査に関する研修に参加する。

(被災建築物等の迅速な把握)【建設部】(再掲)(7-2)

○ 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県及び建築

関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材の確保と育成を図る。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)【教育委員会】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)【市民環境部】(再掲)(8-2)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県が実施する住家被害認定調査に関する研修に参加する。

(応急仮設住宅の迅速な提供)【建設部・健康福祉部】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

(地籍情報の管理)【経済部】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認ができるように整備する。

(地震保険加入率の向上)【総務部】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、地震保険制度の周知・啓発を図る。

(災害ボランティアとの連携)【健康福祉部】(再掲)(8-2)

- 大規模災害時、市とボランティア関係団体が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を図る。

(相談体制の整備)【総務部】

- 大規模災害時に市民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携)【経済部】(再掲)(5-1)

○ 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進)【総務部】(再掲)(1-5)

○ 大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダー(防災士)の育成などの充実を図る。

(自主防犯組織等のコミュニティ力の強化)【市民環境部】

○ 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携)【教育委員会】

○ 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、子どもたちの地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持)【総務部・健康福祉部】

○ 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

○ 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員の確保、資機材の整備促進)【総務部】(再掲)(2-4)

○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、転入者の新規入団の促進を図る他、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(退団OBの活用や学生消防団員含む)の活用等も含め、他市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

また、消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(8-5) 道路や橋梁、鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【総務部・建設部・経済部】(再掲)(6-4)

○ 県内各地域や集落間を結ぶ道路(農道, 林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに, 橋梁等の耐震化, 計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて, 物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため, 建設関係団体等と連携し, 啓開体制の構築を進める。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路, 防災拠点の早期整備)【建設部】(再掲)(2-1)

○ 南海トラフ地震が発災した際に天草地域等への人命救助, 物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う地域高規格道路の早期完成に向けて, 関係機関に要請する。

○ 災害時, 国県道に車両が集中し混雑するため, 市道に車両が侵入し, 緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように, 緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために, 国及び県からの要請に基づき, 国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備)【企画部】

○ 大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため, 国, 県や交通事業者と連携しながら, 鉄道施設の耐震化をはじめ, 耐災性の強化に向けた取り組みを進めるとともに, 地域鉄道が被災した場合, 早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

(災害時の交通安全対策)【市民環境部】

○ 大規模災害時, 交通事故の多発や大渋滞を防止するため, 平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに, 交通安全教育の推進を図る。

(8-6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策, 流域減災対策)【建設部・経済部】

○ 大規模な浸水被害を防止するため, 河川堤防等の施設の整備など, 被害軽減に資する流域減災対策に対する整備及び要請を行う。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するための具体的なハード及びソフト事業については、別冊の「強靱化推進方針に基づく取組一覧・重要業績指標（K P I）」に掲載する。なお、別冊に掲載された各事業の詳細については、別途事業説明シートに記載することとし、適宜見直しを行うものとする。

各施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（K P I）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本市の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

【別紙】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設部】

○ 大規模地震時に住宅倒壊などが起こった場合多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅等の耐震化の促進を行うとともに、公共施設等の改修・解体・建替等を行う必要がある。

(宅地の耐震化) 【建設部】

○ 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(危険なブロック塀の撤去) 【建設部】

○ 大規模地震時に住宅のブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性があるブロック塀等については事前に撤去を行う必要がある。

(公営住宅の整備) 【建設部】

○ 大規模災害に備えて、経年劣化等に合わせて、随時、公営住宅を改修・解体・建替等を行う必要がある。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務部・建設部】

○ 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務部】

○ 大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務部】

○ 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【全部署】

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・企画部】

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承) 【健康福祉部】

○ 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

【総務部・建設部・教育委員会・健康福祉部・各施設所管部】

○ 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 【健康福祉部】

○ 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止) 【総務部・経済部・建設部】

○ 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・企画部】 (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承) 【健康福祉部】 (再掲)

○ 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【建設部・総務部】

○ 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設部】

○ 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務部】

○ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難勧告等が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務部】

○ 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・企画部】 (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【全部署】 (再掲)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(阿蘇山噴火時の情報提供体制の整備) 【総務部】

○ 阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、情報提供体制を構築する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【経済部・建設部・総務部】

○ 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、災害対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【全部署】 (再掲)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・企画部】 (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務部】 (再掲)

○ 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難勧告等が適切に発令される必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務部】

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(要支援者対策の推進) 【総務部・健康福祉部】

○ 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【経済部】

○ 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動が遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【企画部】

○ 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務部・企画部】

○ 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校等の災害対応の機能向上) 【教育委員会】

○ 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、施設内での情報連絡体制及び子どもたちが自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務部】 (再掲)

○ 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害時における給食センターの平常稼働) 【教育委員会】

○ 発災時も安全安心な学校給食を提供するためには平時から施設の維持管理、整備・更新が必要である。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務部】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(備蓄の推進) 【総務部】

○ 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業・他市町村・県・国等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(水道施設の耐震化等) 【建設部】

○ 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(人命救助・救援物資の輸送に必要な道路、防災拠点の早期整備) 【建設部】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本市と近隣市町とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化、及びに道路網の確保が必要である。

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に食料・飲料水等の救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備) 【総務部・健康福祉部・教育委員会】

○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

○ 避難所において、女性や子どもに対する暴力や性犯罪の防止や、抑制する体制を構築する必要がある。また、平時から運営主体に偏りが無いような体制づくりが必要である。

○ 福祉避難所において、高齢者や障がいのある人などで医療機器等を必要とする避難者が想定されることから、避難者が安心して避難生活ができ、なおかつ福祉避難所としての機能が発揮できるよう、非常用電源を確保する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】

○ 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(熊本DCATの体制整備) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務部・健康福祉部】

○ 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取り組み) 【総務部】

○ 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、孤立集落対策に取り組む必要がある。

(孤立集落発生の防止) 【総務部・経済部・建設部】

○ 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、市内各地域や集落

間を結ぶ道路の確保が必要である。

○ 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務部・市民環境部・経済部・健康福祉部】

○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

○ 福祉避難所において、高齢者や障がい者などで医療機器等を必要とする避難者が想定されることから、避難者が安心して避難生活ができ、なおかつ福祉避難所としての機能が発揮できるよう、非常用電源を確保する必要がある。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務部】

○ 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化) 【総務部】

○ 大規模災害時、警消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務部】

○ 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足する恐れがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【全部署】 (再掲)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】

○ 本市は高齢化が進んでおり、大規模火災発生時の救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速かつ確かな救出・救助活動および消火活動を実施するため、消防団員の確保および資機材の整備を図り、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(熊本DMATの受援体制の整備) 【健康福祉部】

○ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム(熊本DMAT)をスムーズに受援できる体制を整備する必要がある。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設部】

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、九州内の各地域に救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ救急・救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

(緊急交通路の確保) 【建設部】

○ 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(燃料供給体制の構築) 【総務部】

○ 大規模災害時、道路及び物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(活動に必要な燃料の供給) 【総務部】

○ 大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設部】

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療救護活動の体制整備) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

(熊本DMATの受援体制の整備) 【健康福祉部】 (再掲)

○ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム(熊本DMAT)を受援できる体制を整備する必要がある。

(熊本DPATの整備) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者

が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる体制の整備を行う必要がある。

(広域医療搬送拠点の整備) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、重症患者等を被災地域外の医療機関へ搬送できる体制を整備する必要がある。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設部】

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に医療支援が停滞なく行われるとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】 (再掲)

○ 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】 (再掲)

○ 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(生活水の確保) 【総務部・市民環境部・教育委員会・健康福祉部】

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活水の確保を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【建設部】

○ 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務部・企画部・各施設所管部】

○ 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(市外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害時、市の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務部】

○ 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

3-2 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(広域防災拠点となる施設等の耐災性の強化) 【全庁】

○ 大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。

○ 広域防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対応に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要がある。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【総務部】

○ 県境を越える広域的な大規模災害時、県及び県内市町村だけでは十分な災害対応ができず、被害が拡大するおそれがあることから、県外も含め、関係機関との連絡体制を確保する必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務部】

○ 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務部】(再掲)

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設部】

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に郵便事業が停滞なく行われるとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・企画部】 (再掲)

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者における直接支援とBCP策定促進) 【経済部】

○ 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるような支援を行うとともに、より実効性の高い事業継続計画(BCP)改定等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【経済部】

○ 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設部】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本市と近隣市町とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化、市の交通結節点である宇土駅を中心とした道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

5-2 社会経済活動，サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給体制の構築) 【総務部】

○ 大規模災害時，道路及び港湾，並びに物流業者等の大規模な被災により，社会経済活動，サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあることから，必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設部】

○ 大規模災害発生時，市内，他市町村，各地域にサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停滞なく行われるとともに，本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【経済部】

○ 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで，生産力が大きく低下するおそれがあることから，農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築) 【経済部】

○ 大規模災害時のカントリーエレベータ，ライスセンター，野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により，農作物や木材，特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため，施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化) 【経済部】

○ 大規模災害時の農業施設の被災により，施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため，安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進) 【経済部】

○ 降灰や風水害などにより，農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから，農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設部】

○大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域にサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停滞なく行われるとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者への直接支援とBCP策定促進) 【経済部】 (再掲)

○大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう支援するとともに、より実効性の高い事業継続計画(BCP)改定を支援する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(災害時における給食センターの平常稼働) 【教育委員会】 (再掲)

○発災時も安全安心な学校給食を提供するためには平時から施設の維持管理、整備・更新が必要である。

(民間企業・他市町村・県・国等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務部】 (再掲)

○大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務部】 (再掲)

○大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【建設部】 (再掲)

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、九州内の各地域に食料・飲料水等の救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務部】

○ 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務部・市民環境部・経済部・健康福祉部】 (再掲)

○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

○ 福祉避難所において、高齢者や障がい者などで医療機器等を必要とする避難者が想定されることから、避難者が安心して避難生活ができ、なおかつ福祉避難所としての機能が発揮できるよう、非常用電源を確保する必要がある。

(燃料供給体制の構築) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時、道路及び物流業者等の大規模な被災により、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【建設部】 (再掲)

○ 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水体制の整備) 【建設部・総務部】

○ 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平

時から体制を整備する必要がある。

(生活水の確保) 【総務部・市民環境部・教育委員会・健康福祉部】(再掲)

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活水の確保を図る必要がある。

(上水道危機管理実施計画書の策定) 【建設部】

○ 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

(水道施設の強靱化) 【建設部・経済部】

○ 大規模災害時、上水道施設の被災により、飲料水の供給が停止するおそれがあることから、上水道施設の強靱化等を行う必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(汚水処理施設の計画的な点検・調査と改築更新) 【建設部・経済部】

○ 大規模災害時、下水道施設及び漁業集落排水施設の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、計画的に点検・調査を実施し、点検・調査結果に基づく計画的な改築・更新を進めながら施設の強靱化と長寿命化を図る必要がある。

(下水道施設等の耐震化) 【建設部】

○ 大規模災害時、下水道施設の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、施設の耐震診断を実施し、診断に基づく施設の耐震化工事を行い、施設の強靱化を図る必要がある。

(浄化槽の整備等) 【市民環境部】

○ 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【建設部】(再掲)

○ 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総務部・経済部】

○ 大規模災害時、宇土駅周辺で帰宅困難者の大量発生が懸念されることから、各事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【総務部・建設部・経済部】

○ 大規模災害発生時、市内、他市町村、九州内の各地域に救援物資を停滞なく輸送するための地域交通ネットワークの維持、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【建設部・総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【総務部・市民環境部・教育委員会・健康福祉部】 (再掲)

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務部・建設部】 (再掲)

○ 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防

火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務部】

○ 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

○ 本市は高齢化が進んでおり、大規模火災発生時の救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速かつ的確な救出・救助活動および消火活動を実施するため、消防団員の確保および資機材の整備を図り、災害時の対処能力を強化する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設部】

○ 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設部】

○ 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【経済部】

○ 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【市民環境部・経済部】

○ 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(アスベスト対策) 【市民環境部・建設部】

○ 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

(NBC災害に対応する資機材の整備) 【市民環境部】

○ 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)への対応体制を整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【経済部】

○ 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【経済部】

○ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【経済部】

○ 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【経済部・建設部】

○ 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興) 【経済部】

○ 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備) 【総務部】 (再掲)

○ 阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、情報提供体制を構築する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【全部署】 (再掲)

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(共済加入の促進) 【経済部】 (再掲)

○ 降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化) 【経済部】 (再掲)

○ 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である

(降灰対策の推進) 【健康福祉部・市民環境部・建設部】

○ 火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念されることから、降灰が予想される地域において、住民の生活を維持する体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務部・経済部】

○ 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築) 【市民環境部】

○ 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家,コーディネーター,労働者,地域に精通した技術者,ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路等の復旧・復興を担う人材の確保) 【建設部】

○ 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(学校における人材の育成) 【教育委員会】

○ 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉部】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行) 【市民環境部】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設部】 (再掲)

○ 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【教育委員会】

○ 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

○ 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【市民環境部】 (再掲)

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【建設部・健康福祉部】

○ 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

(地籍情報の管理) 【経済部】

○ 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍情報の適切な管理が必要である。

(地震保険加入率の向上) 【総務部】

○ 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、県民の地震保険加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉部】 (再掲)

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備) 【総務部】

○ 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、県民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【経済部】 (再掲)

○ 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進) 【総務部】

○ 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯組織等のコミュニティ力の強化) 【市民環境部】

○ 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携) 【教育委員会】

○ 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【総務部・健康福祉部】

○ 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

○ 本市は高齢化が進んでおり、大規模火災発生時の救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速かつ的確な救出・救助活動および消火活動を実施するため、消防団員の確保および資機材の整備を図り、災害時の対処能力を強化する必要がある。

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設部】

○ 大規模災害発生時，市内，他市町村，各地域に救援物資を停滞なく輸送するとともに，本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備) 【総務部】

○ 大規模災害時の鉄道施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため，鉄道施設の整備等を進める必要がある。

(災害時の交通安全対策) 【総務部】

○ 大規模災害時，交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから，交通安全の徹底が必要である。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策，流域減災対策) 【経済部】

○ 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により，復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため，浸水を防止する対策が必要である。